

デイサービスセンターそれいゆ

生活介護（共生型）

重要事項説明書

社会福祉法人糸島市社会福祉協議会

デイサービスセンターそれいゆ

生活介護（共生型）重要事項説明書

当事業所は障がい者総合支援法の指定を受けています。
(事業所指定番号第4010000224号)

1 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 福岡県糸島市潤一丁目22-1
- (3) 電話番号 092-324-1660
- (4) 代表者氏名 会長 宗 哲夫
- (5) 設立年月日 平成22年1月1日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成22年1月1日指定
生活介護（共生型）事業・令和元年6月1日指定
- (2) 事業所の名称 デイサービスセンターそれいゆ生活介護（共生型）
- (3) 事業所の所在地 福岡県糸島市前原東一丁目5番17号
- (4) 電話番号 092-329-8860
- (5) 事業所管理者 阿南 啓太
- (6) 当事業所の運営方針

事業所の通所介護従事者は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行います。

本事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (7) 開設年月日 令和元年6月1日
- (8) 利用定員 18名

3 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 糸島市、唐津市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日曜日及び年末年始を除く毎日
受付時間	8時30分～17時15分
サービス提供時間	9時30分～17時00分

(3) その他の休日

その他の休日	12月29日～1月3日
--------	-------------

4 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して生活介護（共生型）サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を厳守しています。

職種	配置人員
1. 管理者	1名（兼務）
2. 介護職員	5名以上
3. 生活指導員	1名以上
4. 看護職員	1名以上

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、下記のサービス内容から個別支援計画を定めて、サービスを提供します。個別支援計画は、糸島市が決定した生活介護の支給量（受給者証に記載してあります）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。

個別支援計画は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、見直す事が出来ます。

（１）生活介護（共生型）の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 入浴、排せつ、食事等の介護

- ・ ご自宅のような環境で入浴介助を行います。座位保持困難な方にはシャワー浴又は清拭や陰部洗浄等行います。
- ・ 利用者の排せつの介助を行います。
- ・ 利用者の自立援助のため、可能な限り離床して食事をとっていただくことを原則としています。

② 生活相談・援助、レクリエーション

- ・ 利用者や家族の生活、介護等に関する相談及び助言を行います。
- ・ 利用者の自立支援につながるゲーム等のレクリエーションを行います。

③ 日常動作訓練

- ・ 利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持向上を目的とします。

④ 健康チェック

- ・ 看護師等による利用者の健康状態の確認や月１回の体重測定を行います。

⑤ 送迎

- ・ 本会所有の送迎車両による送迎を行います。

⑥ 第三者評価実施の有無

- ・ 本事業所では第三者評価は実施していません

（２）生活介護（共生型）の給付対象とならないサービス

① 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：１食あたり７００円

- ・ 当事業所では、栄養ならびに利用者様の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

② 趣味活動材料費

利用者の希望により趣味活動に参加していただくことができます。
必要に応じて材料代等の実費をいただきます。

サービス利用料金

生活介護（共生型）事業

令和6年4月1日制定 単位：円

基本報酬

区分	生活介護サービス費 1日当たり
認定区分に関わらず	697 単位

注1、1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担については、所得に応じ4区分の月額負担額が設定されています。この金額は、障害福祉サービス受給者証（六）利用者負担に関する事項に記載されています。

注2、注1にてサービス利用にかかる定率負担がある方で、他事業所と生活介護サービスを併用している方に関しては、別途上限管理にかかる費用（月額150単位）が発生する場合があります。

注3、利用開始後1ヵ月間に限り初期加算を1日当たり30単位算定します。

その他利用料や加算に関すること

加算関係

加算名	
入浴支援加算	80 単位/日

※医療的ケアが必要な利用者又は重症心身障がい者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算します。

喀痰吸引等実施加算	30 単位/日
-----------	---------

※医療的ケアが必要であって喀痰吸引等が必要な方に対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を習得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算します。

福祉・介護職員等 処遇改善加算（Ⅱ）	8.0%/月
-----------------------	--------

【地域区分及び地域単価】

地域区分	地域単価
6 級地	10.37円

※当日のキャンセル料はありませんが、食事のキャンセルについては当日の午前9：30分までにご連絡ください。それ以降のキャンセルになると食費が発生します。

※法定代理受領サービスでない場合は、まず全額をお支払いしていただきます。

ただし、後日証明書を糸島市に提出すれば9割給付されます。
※厚生労働省告示による障がい者福祉サービス報酬の変動時に料金の改定を必要とする場合は適時協議のうえ改定するものとします。

(4) 利用料金のお支払方法

- * 前記の料金・費用は、翌月15日過ぎに請求いたします。
- * 銀行、農協、郵便局口座からの自動引き落としをお願いしています。

(5) 利用の中止、変更、追加

- * 利用予定日の前に、利用者の都合により、生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。その場合は、サービスの実施日の前日までに事業者にご連絡ください。
- * サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示し協議します。

6 虐待防止及び身体拘束等のための措置

事業者は、利用者に対する虐待防止及び身体拘束等の適正化のため、従事者等に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情の処理体制の整備その他の措置を次のとおり講じます。

- (1) 従事者に対し、虐待防止対策及び身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に啓発・周知徹底を図るとともに、事業所ごとに研修を年1回以上実施しています。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（同居人等含む）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを糸島市並びに保健福祉事務所に通報します。
- (5) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

(6) 虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者及び責任者を選定しています

・担当者：管理者 阿南 啓太

・責任者：介護福祉課課長 江口 幹彦

7 衛生管理について

事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めます。

(1) 従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に啓発・周知徹底を図るとともに、事業所ごとに研修及び訓練を年1回以上実施します。

(4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

8 業務継続に向けた取り組みの強化について

事業者は、感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めます。

(1) 事業所は、従事者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 職場におけるハラスメントの防止について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

- (1) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害される行為等とは

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- ④事業所や従事者に対する過剰な要求

上記①～④は、当該法人職員、取引先事業所、ご利用者及びその家族等が対象となります。又上記の行為は組織として許容しません。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合は「社会福祉法人糸島市社会福祉協議会職場におけるハラスメントの防止に関する細則」により即座に対応し、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 従事者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、協議の場を設け、介護現場におけるハラスメントの発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡や通報及び相談や環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 掲示について

- (1) 当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、当該職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとします。
- (2) 前号に規定する重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項に規定による掲示に代えることとします。
- (3) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載します。

11 苦情の受付について

- (1) 事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（相談）

〔職名〕 管理者 阿南 啓太

○ 苦情受付責任者

〔職名〕 介護福祉課長 江口幹彦

電話 ０９２－３２９－８８６０

○ 受付時間 毎週月曜日～土曜日

９：００～１７：００

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

（２）第三者委員による相談

本事業所では、苦情解決事務処理規程に基づく第三者委員を選任し、公平、公正、中立の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見を第三者委員に相談することもできます。

第三者委員

氏名	電話番号	
市丸 健太郎	806-1744	弁護士
牧 洋	090-3986-3706	人権擁護委員
相田 成子	327-0829	元・民生児童委員

（３）行政機関その他苦情受付機関

糸島市役所 福祉支援課	所在地 糸島市前原西一丁目１番１号 電話番号／323-2073 F A X／321-1139 受付時間 午前８時３０分～午後５時１５分
福岡県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 春日原町３－１－７クローバープラザ４階 電話番号／915-3511 F A X／915-3512 受付時間 午前９時～午後５時３０分

１１ 第三者評価の実施

本会では提供するサービスの第三者評価については実施していません。

令和 年 月 日

生活介護（共生型）サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 福岡県糸島市前原東一丁目5番17号

名 称 デイサービスセンターそれいゆ 印

説明者 氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から指定生活介護（共生型）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人（このサービス利用における判断を本人に代わって行う方）

住 所 _____

氏 名 _____ 印